

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月20日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	熊本県
3. 市区町村名	錦町
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	113-4-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.nishiki-machi.com/docs/2017040500016/">http://www.nishiki-machi.com/docs/2017040500016/</a>

執行機関名 錦町教育委員会

知事等(教育委員会)が行う幼稚園就園奨励費の支給に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	錦町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要項による奨励費の交付に関する事務であつて規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		錦町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1第5の項 錦町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要項による奨励費の交付に関する事務であつて規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律第1条	平成28年度錦町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要項第2条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もつて教育の機会均等に寄与することを目的とする。	第2条 私立幼稚園の設置者が、当該幼稚園に在園する満3歳児、3歳児、4歳児及び5歳児の保護者に対し、入園料及び保育料を減免する場合に、錦町は次表に定める範囲内において補助を行うものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		平成28年度錦町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要項